

消防法令違反が発覚し、  
行政指導（警告）や行政処分（命令）に従わなかった場合  
違反対象物として、告発されます。

重大な違反のある対象物は、ホームページで「公表」されます！  
さらに、命令を受けている対象物については、「公示」が行われます！

建物を利用する方の安全を守るため、市と消防局  
の掲示板に公示されるほか、建物の入口などにも、  
違反がある旨の標識を設置します。

（公示内容：建物名称・住所・命令の内容）

『知らないうちに  
消防法令違反に！』

と、ならないために…

